



定期第4264号 平成29年12月22日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
736	指定管理者を指定した件	とくしまゼロ作戦課
737	平成29年度自衛官候補生の募集期間，採用試験の試験期日，試験場等を告示する件	地方創生局 市町村課
738	指定管理者を指定した件	次世代育成・ 青少年課
739	同	環境首都課
740	同	地域福祉課
741	同	障がい福祉課
742	同	にぎわいづくり課
743	同	畜産振興課
744	同	林業戦略課
745	同	都市計画課
746	都市計画法の規定による工事が完了した件	同
747	指定管理者を指定した件	住宅課
748	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報をも定める件の一部を改正する件	監察局監察課 ふれあい交流室

【企業局告示】

番 号	表	題	担当課名
1	指定管理者を指定した件		

【教育委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
3	指定管理者を指定した件		

徳島県告示第七百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
徳島県立西部防災館
- 二 指定管理者の名称及び事務所の所在地
四国開発土木株式会社
三好郡東みよし町中庄二七六番地一
- 三 指定の期間
平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

徳島県告示第七百三十七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、平成二十九年年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期間、試験期日及び試験種目

1 男子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第七回	平成三十年一月十七日（水曜日）まで	平成三十年一月十九日（金曜日）	筆記試験、身体検査、適性検査及び口述試験

2 女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第七回	平成三十年一月十七日（水曜日）まで	平成三十年一月十九日（金曜日）	筆記試験、身体検査、適性検査及び口述試験

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学及び社会につき、中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

二 試験場

1 男子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第七回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

2 女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第七回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、平成三十年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の者で、学校教

育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

平成三十年三月又は四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。

徳島県告示第七百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県青少年センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島県青少年センター共同事業体

徳島市東大工町一丁目九番一号

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

徳島県告示第七百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立佐那河内いきものふれあいの里

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

特定非営利活動法人大川原

名東郡佐那河内村下字南林一番地一七

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

徳島県告示第七百四十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立総合福祉センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

徳島市西新浜町二丁目三番七八号

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

徳島県告示第七百四十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者交流センター及び視聴覚障がい者支援センター）	社会福祉法人徳島県社会福祉事業団	徳島市西新浜町二丁目三番七八号	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
徳島県立障がい者交流プラザ（障がい者スポーツセンター）	岡田企画株式会社	同 一番町三丁目一六番地の三	同

徳島県告示第七百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。
平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者 の 名 称	指定管理者の主たる 事務所の所在地	指 定 の 期 間
徳島県立大鳴門橋架橋 記念館及び徳島県立渦 の道	株式会社ネオ ピエント及び 一般財団法人 徳島県観光協 会参加グルー プ	徳島市南末広町四番 五四号	平成三十年四月一日から平 成三十五年三月三十一日ま で
徳島県立美馬野外交流 の郷	四国開発土木 株式会社	三好郡東みよし町中 庄二七六番地一	同
徳島県立出島野鳥公園	株式会社コー ト・ベール徳 島	阿南市那賀川町みど り台一番地の一	同

徳島県告示第七百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県腕山放牧場

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島県酪農業協同組合

名西郡石井町浦庄字上浦五三一番地一

三 指定期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

徳島県告示第七百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県立神山森林公園	徳島中央森林組合	名西郡神山町神領字西上角三九番地	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで
徳島県立高丸山千年の森	一般社団法人かみかつ里山倶楽部	勝浦郡上勝町大字福原字川北三番地	同

徳島県告示第七百四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	指定の期間
徳島県日峯大神子広域公園、徳島県文化の森総合公園、徳島県新町川公園及び徳島県蔵本公園	公益財団法人徳島県建設技術センター	徳島市川内町平石住吉一 九番地五	平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで
徳島県鳴門ウチノ海総合公園及び徳島県鳴門総合運動公園	鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇番地	同
徳島県富田浜第一駐車場、徳島県富田浜第二駐車場及び徳島県幸町駐車場	株式会社バル	徳島市紺屋町二四番地	平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

徳島県告示第七百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者	
	住 所	氏 名
鳴門市大麻町松字野神ノ北一六番一	鳴門市撫養町大桑島字澤 岩浜一二番四六 リビン グタウン鳴門B一〇一号	西岡 敬太 西岡 真由
同 大津町吉永字前ノ越二三九番三、二 四〇番二及び二四〇番九	同 南浜字東浜 五〇五番地	株式会社東京不動産
小松島市小松島町字南開二九番一	板野郡北島町高房字堤下 二一番地四	東四国総合コンサル タント株式会社
吉野川市鴨島町敷地字宮ノ北四一一番一 二番地	吉野川市鴨島町敷地三九 二番地	住友 祐介
同 知恵島字北須賀東六六一番 二	同 鴨島七六 六番地一 クラール鴨島 A二〇三号室	坂本 剛 坂本 千秋
同 牛島字西辻一四三七番一及 び字辻裏番外七番三	勝浦郡勝浦町大字三溪字 平山四五番地	有限会社三溪商事
同 上下島字諏訪ノ元一九番一 、一九番四及び一九番五並びに一九番二及 び一九番六の各一部	鳴門市撫養町木津九〇番 地の五	有限会社芝山住建
名西郡石井町石井字石井九〇九番一の一部	名西郡石井町石井字石井 九五一番地一〇	川野 利明
同 一三三五番八、一 三三五番一一、一三三五番一三及び一三三 五番一六	同 高原字中島 四五二番地	有限会社ウェルライ フ徳島

同 字白鳥三八九番三、三九六番八及び三九六番九並びに三八四番、三八八番及び三九六番一から三九六番三までの各一部	徳島市国府町井戸字高輪地四一番地一	モーニングホーム株式会社
同 高川原字桜間二二九番五	名西郡石井町石井字石井二一六番地一 ファミールホリグチA棟一〇一	井手 悠加
板野郡北島町北村字新川屋三三番一九、三三番二〇及び三四番一並びに三三番一九、三三番二〇及び三四番一の各地先町有地	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番一	株式会社渡辺不動産
同 字三町地三四番三並びに三四番一及び三三番三の各一部並びに中村字与今田三番二及び四番一の各一部	同 新喜来字北古田九番地一	特定非営利活動法人 東部地域活動支援センター ちゅうりっぷ
同 鯛浜字かや一三八番一	同 鯛浜字かや八三番地	濱口 吉春
同 字西中野九二番一	同	同
同 字大西一番一及び二番一の各一部	同 字大西八二番地	板東 茂
同 中村字江口二七番一の一部	同 中村字江口三〇番地三	高畠 和子
同 字外川也七番及び同地先町有地	徳島市中洲町三丁目一九番地三	株式会社大三土地
同 字稗畑二六番一	板野郡北島町江尻字妙蛇池三三番地一	株式会社渡辺不動産

徳島県告示第七百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

指定管理者に管理を行 わせる公の施設の名称	指定管理者の 名称	指定管理者の主たる 事務所の所在地	指定の期間
新浜町団地県営住宅及 び大麻団地県営住宅	徳島県住宅供 給公社	徳島市川内町平石住 吉一〇九番地五	平成三十年四月一日から平 成三十三年三月三十一日ま で

徳島県告示第七百四十八号

平成十四年徳島県告示第千六十四号（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を含める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月二十二日から施行し、同日以後に実施する試験に係る保有個人情報について適用する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表徳島県立総合看護学校入学試験の項中「学科試験の総合得点」を「学科試験の総合得点及び科目別得点」に改める。

徳島県企業局告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県企業局長 小 原 直 樹

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

株式会社ティビイケイ

徳島市国府町花園五十九番地三

三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで

徳島県教育委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県教育委員会

教育長 美 馬 持 仁

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
徳島県立埋蔵文化財総合センター
- 二 指定管理者の名称及び事務所の所在地
公益財団法人徳島県埋蔵文化財センター
板野郡板野町犬伏字平山八六番二
- 三 指定の期間

平成三十年四月一日から平成三十五年三月三十一日まで